

## 鶴岡市ディスポーザー設置協力店に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鶴岡市ディスポーザーの設置及び取扱いに関する要綱(令和6年4月30日鶴岡市上下水道事業告示第17号。以下「要綱」という。)に基づき、ディスポーザーの設置等に係る工事等を行う者を「鶴岡市ディスポーザー設置協力店」(以下「協力店」という。)として登録すること等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 協力店として登録の申請ができる者は、鶴岡市公共下水道条例(平成17年鶴岡市条例第238号。以下「条例」という。)第6条第1項で定める指定下水道工事店(以下「工事店」という。)のうち、要綱第7条から第10条に定めるディスポーザーの設置、変更及び撤去に係る工事等を行う者とする。

### (協力店の役割)

第3条 協力店は、この要領及び要綱に定めるところに従い、次に掲げる職務を誠実にを行うものとする。

- (1) 要綱第7条第1項に定めるディスポーザーの設置、変更及び撤去に係る工事
- (2) 要綱第7条第2項に定める排水設備の修繕等に係る業務
- (3) 要綱第8条に定めるディスポーザーの設置及び変更に係る申請書類の提出
- (4) 要綱第9条に定めるディスポーザー設置等工事完了届の提出
- (5) 要綱第10条に定めるディスポーザー撤去届の提出

2 協力店は、住民から前項に定める事項について相談等を受けた際は、誠実に対応しなければならない。

### (登録の申請)

第4条 協力店として登録を希望する者は、鶴岡市ディスポーザー設置協力店登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。

### (登録の決定)

第5条 市長は、前条による申込があったときは、その内容を精査した上登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、鶴岡市ディスポーザー設置協力店登録決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (登録事項の周知)

第6条 市長は、前条の規定により登録を決定したときは、協力店の名称(商号)、所在地、電話番号等所要の情報を市ホームページ等で周知するものとする。

### (登録事項の変更)

第7条 協力店は、様式第1号に記載した内容に変更が生じたとき又は鶴岡市指定下水道工事店規程(平成27年4月1日鶴岡市上下水道事業管理規程第8号)第6条第1項第1号から第8号のいずれかに該当したときは、鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録事項変更届出書(様式第3号)を直ちに市長に提出しなければならない。

### (登録の取消し)

第8条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の登録を取消しすることができる。

(1) 条例第15条の規定により指定下水道工事店の指定を取消し、又は指定の効力を停止されたとき。

(2) 信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録取消し通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項に定める登録の取消しにより協力店に発生する損害について、市長はその責を負わないものとする。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協力店に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年7月1日より施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録申請書

鶴岡市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電話番号

鶴岡市ディスプレイ設置協力店として登録を受けたいので、鶴岡市ディスプレイ設置協力店に関する要領第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

登 録 事 項	鶴岡市指定下水道 工事店指定番号	第 号
	商 号	
	営業所所在地	
	電 話 番 号	
	ホームページ URL ※任意	

年 月 日

鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録決定通知書

様

鶴岡市長

印

年 月 日付けで申請ありました鶴岡市ディスプレイ設置協力店の登録について、鶴岡市ディスプレイ設置協力店に関する要領第5条第2項の規定により、次のとおり登録を決定しましたので通知します。

記

登 録 事 項	鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録番号	第 号
	鶴岡市指定下水道工事店指定番号	第 号
	商 号	
	営業所所在地	
	電 話 番 号	
	ホームページ URL	

鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録事項変更届出書

鶴 岡 市 長 様

届出者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

電話番号

鶴岡市ディスプレイ設置協力店として登録を受けた事項に変更があったので、鶴岡市ディスプレイ設置協力店に関する要領第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録番号		第	号
鶴岡市指定下水道工事店指定番号		第	号
変 更 区 分		<input type="checkbox"/> ディスプレイ設置協力店登録の中止 <input type="checkbox"/> 指定下水道工事店として営業の廃止、休止又は再開 <input type="checkbox"/> 商号の変更 <input type="checkbox"/> 営業所所在地の変更 <input type="checkbox"/> 電話番号の変更 <input type="checkbox"/> ホームページ URL の変更 <input type="checkbox"/> その他( )	
登 録 事 項	区 分	変更前	変更後
	商 号		
	営 業 所 所 在 地		
	電 話 番 号		
	ホ ー ム ペ ー ジ U R L		
変 更 年 月 日			
理 由			

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録取消し通知書

様

鶴岡市長

印

鶴岡市ディスプレイ設置協力店に関する要領第8条第2項の規定により、次のとおり登録を取り消したので通知します。

記

取消し年月日	年 月 日
鶴岡市ディスプレイ設置協力店登録番号	第 号
理 由	